

県議会レポート

かがみはら慎一郎

Vol.6 2022年春発行



か
が
み
は
ら
慎
一
郎

あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、よいお年をお迎えになられたことと存じます。昨年は、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症が猛威を振るった年となりました。県内においては年末から新年にかけて落ち着きを見せており、この状態が続いてくれることを願うばかりです。

今後も感染拡大防止対策を引き続き講じていく必要があると考えており、その議論を県においても行っている所であります。また、止まった経済をどのように動かしていくのか、その際の感染防止対策をどのようにするのか等これまでとは違った課題も多く出てくると考えます。一つ一つを県民視点に立ち議論していきたいと思います。そして何より、まずはこれまでの生活を取り戻すために全力を尽くして参ります。

まだまだ寒い日が続いますが、くれぐれもお身体にはお気をつけください。

引き続きのご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

香川県議会議員 鏡原 慎一郎

県政と地域を結ぶ

みなさんと一緒に夢や希望のあふれる
明るい未来をつくらせてください。

夢

子ども達が夢を持ち、
大きく育める環境づくりをしていきます。

- 子育て支援の充実
- 教育内容の充実と学力向上の取り組み

希望

すべてに希望を持ち、仲間たちと夢を
語り合える環境づくりをしていきます。

- 一次産業や地場企業の担い手支援
- いろいろな行事やイベント事業の連携と推進

感謝

ひとり一人が豊かな心をもち、
笑顔で生活のできる環境づくりをしていきます。

- 安心安全の地域づくりの推進
- 地域防災力の向上
- 地域福祉の向上

結ぶ

いろいろなことを結び、カタチにします。

- 見えにくい県政を見えやすく
- 東かがわ市と香川県を結ぶ

所属委員会 総務委員会

少子化対策特別委員会

発 行：香川県議会議員 鏡原慎一郎

〒769-2901 香川県東かがわ市引田738-1
Tel:0879-33-2706 Fax:0879-33-2909
<https://www.kagamihara-shinichiro.com/>

議会質問については、その要旨を掲載しています。
詳しくは県議会ホームページをご覧ください。

県議会ホームページ

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/gikai/>



令和3年9月議会一般質問

1 新型コロナウイルス感染症における 自宅療養への対応について



ているのか伺う。

答弁 情報共有については、各市町と協議を行つ中で、そのあり方にについて、他県の事例等も参考に検討したことと考えてゐる。その際、自宅療養者の同居者への対応についても検討していへば。なお、避難情報が発令され、住民の避難が必要となる場合には、自宅療養者等に関する情報について各市町に情報を提供することとしている。

鏡原 自宅療養者への生活支援物資の配布について、県としてどのような対応をこれまで行ってきたのか、今後の支援方針も含めて伺う。

答弁 本年5月から自宅療養者で希望される方に対し、レトルト食品などの食料品やティッシュペーパーなどの衛生用品10日分を一括して自宅に届けていた。先月末までに、高松市分とあわせて44セットを配布してきたところであり、今後とも必要とされる方に着実にお届けできるよう取り組んでいく。

鏡原 情報共有への対応について、厚生労働省からの通知も踏まえてどのように対応していくのか、また、自宅療養者の同居者への支援についての考え方を伺う。あわせて、自宅療養者で一番不安に感じるのが姿態の急変ではなかと思う。その場合の対応について、各消防組織との連携や病院の対応ができる

容態が急変した場合の対応については、自宅で体調不良となつた方を確実に医療へつなぐ仕組みを強化するなどが重要であることから、地域の医師による健康観察や往診体制の整備、酸素ステーションの設置など関係機関と協力し、医療提供体制の充実に努めてきたといふのである。こうした体制の整備状況等や、自宅療養者の容態急変時に救急搬送を依頼する際の手順等については、各保健所において地元消防機関や医療機関と常に情報共有を図つてゐる。

鏡原 現在の対応方針やその状況についても、広く県民に情報発信を行つていただきたないと考えるが、情報発信について伺う。

答弁 県民の皆様への新型コロナウイルス感染症対策の情報発信については、これまで、知事自身が本県の現状や施策について記者会見等で丁寧に説明し、感染防止のために取り組んだいたきたい事をはじめ、様々な事柄についてお伝えしてきた。引き続き、記者会見やホームページ、SNS等を活用し、御指摘の感染された場合の検査、療養等が一般的にどのようなものとなるのかを含めて、県民の皆様への情報提供に努めるとともに、感染された方への支援の充実を図り、安心して療養を継続できる環境を整えていく。

2 学校における業務継続計画について

鏡原 本県において、早急に学校BCP(業務継続計画)を策定しておく必要がある。今後、学校BCP作成についてどのように取り組んでいくかを伺う。

答弁 今回の新型コロナウイルス感染症が、学校運営にもたらした大きな影響から、予め、緊急事態を想定し、状況に応じた行動を考えておくことが重要であると認識してゐる。

県教育委員会としては、全学校で策定している危機管理マニュアルの内容を充実させるなどにより、業務継続計画の役割を持たせることが効果的ではなかと考へてある。具体的には、県教育委員会が作成している「学校における感染症対策予防ガイドライン」の内容を取り込むとともに、児童生徒の学びを保障するための教育活動の継続について、優先すべき教育活動、学校行事の重点化や時間割の工夫などによる授業時間の確保など、具体的な取組みを盛り込んだ必要があると考えてある。今後、県教育委員会としては、いつしたく「危機管理マニュアル」の見直しについて、市町教育委員会の意見を伺いながら検討してもらいたいと考えてある。

3 学校でのモバイル端末等の利用について

鏡原 先般、本県においても夏休みが延長され、登校時間をずらしての対応が9月末まで行われた。その際にICTを使用した取組みは行われたのか伺う。

答弁 県立高校の夏季休業期間の延長時におけるICTを活用した取組みについては、生徒の学習の遅れをカバーするため、教員が作成した授業動画の配信や、課外授業のリアルタイムの配信を通じて、生徒が自宅で学習することができる環境づくりなど、各学校で様々な対応を行つたといふのである。

鏡原 今後、学校で新型コロナウイルス感染症の団体感染が発生した場合の対応など、ICTの活用を積極的に行うべきだと考える。対面授業の重要性は十分に認識しているが、学びの保障と児童生徒の安全安心の両立の観点からも、十分考へてもりたいと思う。そこで、県内の小中学校及び高等学校の対応状況や今後の家庭学習、オンライン授業への取組みの考え方について伺う。

答弁 家庭学習等のICTの活用については、議員御指摘のとおり、非常時におりとも児童生徒が自宅で教育活動が継続できるよう、オンラインによる家庭での学習環境を整えることが重要であると考えてある。

小・中学校においては、期末を家庭に持ち帰らせ実証試験を行つなど、ICTの活用に積極的に取り組んでいた市町もあり、好事例の情報収集や普及に努めている。また、子どもたちが端末を安全に利用できるよう、市町教育委員会に対し、適切なルール等を定めるもの、引き続き働きかけていく。

県立高校においては、平常時から学校行事や授業等でのりば会議システムを積極的に活用し、教員のスキルを高めることにより、非常時においても、オンラインによる家庭学習等を円滑に実施できるよう取り組んでいた。

先すべき教育活動、学校行事の重点化や時間割の工夫などによる授業時間の確保など、具体的な取組みを盛り込んだ必要があると考えてある。今後、県教育委員会としては、「危機管理マニュアル」の見直しについて、市町教育委員会の意見を伺いながら検討してもらいたいと考えてある。



鏡原 高等学校における一人一台端末の整備についての考え方を伺う。

答弁 一人一台端末の整備は、必要なものと考えており、他県の状況を研究し、整備手法等を含め、検討を進めていねといふのである。

鏡原 現在、モバイルルーターについて多くの学校では、ハード整備だけを行ない、回線契約を行つておなじと伺つてある。その際に緊急的に貸し出す必要が生じた時にどのように対応するのか。実際は貸出しをする各家庭で回線契約を行つて使用をしてもいいことになりのようだが、最低でも学校で回線契約を行つた上で、一定の負担を家庭にしていただき、貸出しづる等していかなければ、さぞかしこう時には難しいのではないかと考へる。

答弁 これらも踏まえて、一定数の契約を常にしておくる必要があると考へる。また、宝の持ち腐れとならないようとにかくに活用し、その上で非常時には即座に切り替えができるような仕組みをつくるべきだと考へるが、教育長の考えを伺う。

答弁 モバイルルーターについては、平常時には、授業等で活用するため、6割強の学校が通信契約を結んでいた。非常時には、生徒に貸し出し、各家庭で通信契約をしていただくなることになるが、スマートフォンに契約ができるよう、今後は、分かりやすいマニュアル等を作成していきたいと考えてある。

県教育委員会としては、今後とも整備したICT環境を最大限活用し、非常時の学習機会の保障も含め、ICTを活用した教育の一層の推進に取り組んでいく。



4 防災士の育成について



鏡原

今後、本県において防災士を養成し、本県の防災レベルを高めることについて、講座開設も含め、知事の考え方を伺う。

答弁

防災士は、消防団や自主防災組織とともに、地域防災力の重要な柱であると認識している。

本県において、その登録者数は着実に増加し、本年8月末現在で、ひ、の88名が登録されており、各市町や地区「ミニ」等と連携して、地域の避難訓練をはじめ、地区防災計画の作成や避難

所運営に関する講習会のほか、学校での防災教育など、地域に根差した防災活動を行つていただくとともに、県が令和元年度から実施している「家具類転倒防止対策促進事業」において、家具類転倒防止器具の取付支援等にも御協力いただきつるといふのである。大規模災害に備えて、地域防災力をより一層強化するためには、防災士の継続的な育成は非常に重要であると考えており、県では、平成24年度から、県民の皆様が防災士の資格取得を行うにあたり、その費用の一部について、市町を通じて助成しているほか、香川大学が公開講座として実施している養成講座に、県職員を講師として継続的に派遣しているといふのである。

議員御提案の、県における防災士養成講座の開設については、今後、他県や県内各市における養成講座の開設や委託の実例について、日数、費用など、その実施方法に関する調査研究を行つていただきたいと考えている。

私としては、大規模災害がいつ発生してもおかしくない状況にある中、防災士の方々には、それぞれの地域において、自助・共助の取組みが一層推進されるよう、積極的な防災活動を展開していただきたいと考えており、引き続き、各市町や香川大学などと連携を密にしながら、防災士の育成に取り組んでいく。

5 テレワーク推進への取組みについて

鏡原 今県内企業におけるテレワークの推進に対するこれまでの具体的な取組状況を伺うとともに、紙文書の電子化や内線のモバイル化等への補助拡充の検討

も含め、今後どのように取組んでいくのか伺う。

答弁

テレワークについては、新型コロナウイルス感染症拡大等の危機事案発生における企業の事業継続対策とともに、子育て・介護と仕事の両立といった、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を実現する手段としても有効であると考えている。このため、県では、昨年度、「テレワーク導入促進助成金制度」を創設して、テレワーク用通信機器の導入経費等のうち、国の助成金では対象外となるパソコン等の購入経費の一部を助成したほか、テレワークを導入するメリットや導入方法、導入に伴う課題の解決方法などを分かりやすく説明したセミナー動画を作成し、配信している。

今年度は、「新しい働き方推進事業」として、新たに、テレワークの導入及び運用に必要な知識を習得するため、実際にパソコンを使いテレワークが体験できる実務講習会の開催や、テレワークなど新しい働き方を導入するために必要な機器や、ソフトウェアの購入に要する経費等の助成に取り組むほか、県内の中小企業等による働き方改革推進アドバイザーを派遣する中で、テレワークの導入を含めた働き方改革に関する事例等の紹介や、取組みへの支援も行つてある。

議員御指摘のとおり、テレワークの導入にあたっては、コストや労務管理の面など様々な課題があることから、今後、テレワークを推進するにあたり、働く方々や企業の一ี族に応じた助成制度となるよう工夫するとともに、事業の実施に際しては、各企業の実情を踏まえ、それぞの企業に適した助言を行うなど、課題解決に向けてきめ細かな支援を行つていただきたいと考えている。

私としては、県内の中小企業等において、テレワークなど多様で柔軟な新しい働き方への取組みがより一層進むよう、積極的に支援していく。



令和3年9月総務委員会

1 行政手続きのオンライン化について（政策部）

鏡原 今回のデジタル化推進戦略や次期総合戦略で令和7年度には、行政手続のうちオンライン申請等ができるものを100%とする記載をされているが、本県の行政手続のオンライン化の現状について伺う。

答弁 知事部局の手続の数は、令和2年度末で全体として約4,000手続あり、そのうちオンライン化できているのは72手続、率にして一・7%という状況である。

鏡原 オンライン化されていない、残り98・3%をあと3~4年でオンライン化していかなければならぬが今後どのように取り組んでいく考えなのが伺う。

答弁 オンライン化を妨げる要因があるのかを調査・分析した。主な要因として、添付書類の原本提出を求めているもの、押印や署名を求めてくるもの、申請時に書類提出と同時にその手数料を収納する必要があるもの、或いは、県への申請に際して市町をまず経由する必要があるものがあり、これらについてはすぐに電子申請・届出システムに乗せていくのは難しいと考えてある。この難しい手續が約1,200手続で、先ほど申し上げた要因がないものについては約2,700手続である。県としては、あるいは約2,700の手続の方から、現行の電子申請・届出システムを使ってオンライン化を行ってき

たこと考えている。残りの一、800手続については、先ほど申し上げた要因をどうやれば解消できるかを今後検討していくかだ。その際に、色々な手続をただ単に「デジタル」に置き換えていくのも一つか、「紙」かを省略や削除、或いは新たな技術に置き換えていく必要があると思つてある。やりには、今の手続が本当に必要なかひとつ点にも踏み込んで考えてもらいたい。

2 電動キックボードへの対応について（県警本部）

鏡原 最近、メディアで電動キックボードの実証実験のコースを田にする」とがあり、特に、動画配信サイトを検索すると電動キックボードで公道を走行するところが動画サイトにアップされている。一方、大都市では、電動キックボード事故が増加し、大阪府警では取締りの強化を行っているとも聞いている。

ハレハレ、現在、電動キックボードにはどういった規制があるのか、また、県内の

事故状況等の把握や取締り状況はどのようになつておるのか伺ひ。

答弁 インターネット通販など、一般に市販されてゐる電動キックボードにつきましても、車体の大きさや構造、定格出力等から、道路交通法上の原動機付自転車に該当する。このため、電動キックボードでの公道走行は、原動機付自転車以上の運転免許が必要であると、道路運送車両法上の保安基準に適合するよう必要な保安装置を備え付けることに加え、原動機付自転車として登録を行つた上でナンバープレートを表示し、自動車損害賠償責任保険への加入が条件となる。また、電動キックボードによる公道走行のルールとしては、無免許運転や歩道通行が許されない。また、原動機付自転車と同様、ヘルメットの着用義務のほか、車道走行や多車線道路の信号交差点における「段階右折」の義務が課せられる。これらに違反すると处罚の対象となる。

なお、県内においては、電動キックボードの走行実例の報告は受けているが、昨日現在の段階で、交通事故や交通違反の取り扱いはない。



鏡原 普通のキックボードやスケートボードも公道での走行ができないことは聞いているが、そもそも、それ自体が子どものおもちゃであることが多い、庭先で遊んでいる光景を見たこともあるし、私も小さい時にはキックボードで遊んだ記憶があり、電動キックボード自体に厳格なルールがあると認識している方も少ないと思う。特に最近は電動アシスト付自転車も多く普及しており、自転車であるため免許が不要で誰でも利用できる。それと同じ考え方で、交通違反をしている意識がないまま電動キックボードに乗つている人も多いのではないかと思う。

したがつて、もとい電動キックボードに対する正しい広報啓発をしていく必要があると考える。全国で行われている実証実験などの全国的な広がりを見据え、どのような対策や取組みを行つて行くのか、県警察の考え方について伺ひ。

答弁 今後、都市部と同様に、電動キックボードによる交通違反や交通事故の発生が懸念されるといふのである。このため、県警察では各署の警察官を対象に、電動キックボードに係る交通指導取締りの留意点を示した執務資料を作成して、教養

を行つてもらつておる。

また、県民に対する周知や啓発の強化については、電動キックボード利用上の注意点や公道走行時のルールなどを分かりやすく説明した広報資料を県警ホームページに掲載し、その啓発に努めておる。

今後も県警公式ツイッターや学校等における交通教室などあらゆる機会を利用して、電動キックボードの安全で正しく利用について、その周知に努めしていく。

① 「かがわデジタル化推進戦略（仮称）について（政策部）

② 県有公共施設等総合管理計画の見直しについて（政策部）

令和3年11月総務委員会

1 「新たな財政運営指針」について（政策部）

鏡原 昨年度策定した「中期財政概算見通し」では、令和7年度までの5年間で、

一層の対策を講じても一兆7億円から1兆65億円もの財源不足が生じる見通しどなつていたが、今回の指針においては、財源不足が解消され、収支均衡が図られた推計となつておる。やいども、昨年度の中期財政概算見通しの策定時点から、今回指針を策定するにあたり、「どのような状況の変化があり、財源不足解消のためにどのような対策を行つたのか伺ひ。

答弁 概算見通し策定以降、令和3年度当初予算編成において、事業のスクワップ・アンド・ビルトや事業開始から3年以上経過した重点推進事業の見直しなど、歳出抑制に取り組んできたといふのである。また、新型コロナの影響を受けた令和2年度の決算実績が明らかになり、県税収入などの状況や「コロナ禍での事業の執行状況、令和3年度に入つての感染拡大時における執行状況も一定見えてきたところである。この中で、新たな総合計画が策定され、将来を見通した施策を展開するにあたりは持続可能で計画的な財政運営を進めていく必要があり、新たな財政運営指針において推計の見直しを行つたものである。



令和3年6月1日時点の全国の設置率は83・1%、条例適合率は68・0%だつ

新たな財政運営指針における財政見通しでは、令和4年度から7年度までの4年間で874億円の収支不足が見込まれるため、歳入確保策として、県有未利用地等の売却や財源対策用基金の全額取崩しに加え、行政改革推進債などの資金手当債の活用増などて51億円の財源確保の増を、歳出抑制策としては、予算執行段階での経費の節減に加え、これまで以上の一層の事業の見直しによる削減効果などを見込み34億円の財源確保の増額などに努め、何とか対象期間中の財源不足解消の一途の目途が立つたものである。

いずれにしても、引き続き厳しい財政状況が続く中で、あらゆる歳入確保策や歳出抑制策を講じることにより、対象期間中の財源不足を何とか解消できる見通しどころが、そのために、一層の事業見直しによる歳出削減が不可欠であると考えており、しっかりと取り組んでいきたいと考えている。

2 住宅用火災警報器の設置状況について（危機管理総局）

鏡原 2006年6月に改正消防法が施行され、住宅用火災警報器の新築住宅への設置が所有者に義務付けられ、2011年6月にはすべての住宅が対象となつた。

新たな財政運営指針における財政見通しでは、令和4年度から7年度までの4年間で874億円の収支不足が見込まれるため、歳入確保策として、県有未利用地等の売却や財源対策用基金の全額取崩しに加え、行政改革推進債などの資金手当債の活用増などて51億円の財源確保の増を、歳出抑制策としては、予算執行段階での経費の節減に加え、これまで以上の一層の事業の見直しによる削減効果などを見込み34億円の財源確保の増額などに努め、何とか対象期間中の財源不足解消の一途の目途が立つたものである。

（設置率「設置が義務付けられている住宅の部分のうちいか所以上設置された。」）
（設置率「設置が義務付けられている住宅の部分のうちいか所以上設置された。」）

この結果からも、はじめて設置箇所や方法を認知していない方がまだまだ多いことが分かる。そこでまず、本県の設置状況と、これまでの設置推進の取組状況について伺う。

答弁 本県の6月1日時点での設置率は74・7%、条例適合率56・5%という状況である。全国順位でみると、設置率が42位、条例適合率が44位と非常に厳しい状況である。県内の各市町では、それぞれ火災予防条例をもつておらず、条例に基づいて自ら普及促進の努力義務を課している。県としても取組み促進に向け、継続的に啓発用の資材の配布やアドバイスを行っている。例えば各種媒体を活用した広報、啓発ポスターの県施設等での掲示、さらにには県独自の啓発チラシを作り、春秋の回の火災予防期間を中心に、主要な駅など人の多く集まる場所で周知している。また、毎年の総合防災訓練や防災フェスタ等の人の集まるイベントや免許の講習会等、色々な資格講習会の会場等でも、啓発に努めているとのことである。

鏡原

消防厅の資料によると、警報器を設置する」とよって住宅火災100件

当たりの死者数は0・57倍、焼損床の面積は0・47倍、損害額は0・53倍にそれぞれ減少している。このことからも適切に設置すれば火災発生時の死亡リスクや損失拡大リスクが大幅に減少すると見える。

まずは火を出さないことが重要であるが、もしもの時に被害を最小限に抑えるためのこういった取組みは急いでいかなければならないと思う。今後、本県の設置率や条例適合率を上げていくために、どのような取組みを行っていくのか伺う。

答弁 現在、横ばい状態となつている設置率を上げていく必要があると十分認識している。地域住民の方が多く集まる各地の産直市や、警報器を販売しているホームセンターの店頭などの啓発活動にも力を入れている。来月3日にも、家電量販店での啓発を行つ予定である。また、地元の電気工事業者やLPGガスの販売業者に対し、立入検査等の機会をとらえて、顧客である住民の方々に、設置や適切な維持管理を呼びかけてもらひなど、関係団体にも協力をお願いし、団体と連携した

啓発を進めているところである。さらに、県内8市6町で補助制度を設けている。さぬき市では、婦人防火クラブが、住宅を戸別に訪問して啓発を行う事例もある。引き続き、こうした県内の各事例について、市町や消防機関などで共有して普及促進に向けた働きかけを強めていきたいと考えている。

鏡原

設置が義務付けられて10年～15年が経つ。電池式の住宅用火災警報器の電池寿命は約10年と言われており、2011年から換算すると交換時期になっている。今後は設置の促進と合わせてきちんと作動するのかどうかというチェックや機器の交換、電池の交換も促していかなければならないと考える。色々な団体と取組みを進めているという話だったが、やはり第一義的には各消防本部との連携である。各消防とも連携し取組みを行っていただきたいと考えるがいかがか。

答弁

警報器の設置義務化から10年以上を経過しており、既に設置された警報器の作動確認や電池の交換の促進などについても、併せて周知・啓発していくことが重要と認識している。このため、県では、警報器の適切な維持管理や、一つの警報器が火災を感じた場合、連動して他の部屋の警報器も一緒に鳴る、非常に有効性の高いといわれている連動型の紹介なども含めた、新たな啓発チラシを作成し、周知に取り組んでいる。先日も、担当職員が地方テレビ局の防災コーナーに出演し、呼びかけを行った。

いずれにしても、警報器の設置や適切な維持管理については、火災から県民の方々の大切な命を守るために重要な対策であると考えており、より一層消防や市町と促進に向けた取組みを一緒に考えていく。

県としても、これまでご協力いただいている婦人防火クラブや自主防災組織、自治会、消防団などに連携・協力をお願いし、効果的な啓発活動に一所懸命に努めてまいりたい。



その他の質問

- ① かがわデジタル化推進戦略について（政策部）
- ② 広報の充実について（総務部）

議会	議案番号	件名	審議結果	議会	議案番号	件名	審議結果
令和3年9月 香川県議会定例会	第1号	令和3年度香川県一般会計補正予算議案	原案可決	令和3年11月 香川県議会定例会	1号	令和3年度香川県一般会計補正予算議案	原案可決
	第2号	令和3年度香川県特別会計補正予算議案	原案可決		2号	香川県自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案 香川県情報公開条例及び香川県公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第3号	原案可決	3号	香川県税条例の一部を改正する条例議案	原案可決		
	第4号	原案可決	4号	香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例議案	原案可決		
香川県個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例議案 香川県防災対策基本条例の一部を改正する条例議案	第5号	原案可決	5号	財産の処分について	原案可決		
	第6号	原案可決	6号	工事請負契約の締結について((土砂災害対策事業))	原案可決		
香川県道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例議案	第7号	原案可決	7号	県道高松王越坂出線(乃生工区)道路整備工事(第1工区)	原案可決		
	第8号	原案可決	8号	工事請負契約の締結について((防災・安全社会資本整備交付金))	原案可決		
香川県移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例議案 香川県流域下水道の構造の技術上の基準等に関する条例及び香川県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案	第9号	原案可決	9号	県道高松王越坂出線(乃生東工区)道路整備工事(第2工区)(合冊)	原案可決		
	第10号	原案可決	10号	瀬戸大橋記念公園の指定管理者の指定について	原案可決		
「みんなでつくるせとうち田園都市・香川実現計画の策定について 第4次かがわ男女共同参画プランの策定について	第11号	原案可決	11号	坂出緑衡線(番の州球場を除く)の指定管理者の指定について	原案可決		
	第12号	原案可決	12号	坂出緑衡線(番の州球場)の指定管理者の指定について	原案可決		
香川県国土強靭化地域計画(改定版)の策定について 香川県環境基本計画の策定について	第13号	原案可決	13号	宇多川公園の指定管理者の指定について	原案可決		
	第14号	原案可決	14号	さぬき空港公園の指定管理者の指定について	原案可決		
香川県みどりの基本計画の策定について 第4次かがわ食育アクションプランの策定について	第15号	原案可決	15号	香川県立武道館の指定管理者の指定について	原案可決		
	第16号	原案可決	16号	香川県立丸亀競技場の指定管理者の指定について	原案可決		
香川県農業・農村基本計画の策定について 香川県水産業基本計画の策定について	第17号	原案可決	17号	当せん金付証券の発売について	原案可決		
	第18号	原案可決	18号	訴訟の提起について	原案可決		
香川県教育基本計画の策定について 第4次県立病院中期経営目標の策定について	第19号	原案可決	19号	令和3年度香川県一般会計補正予算議案	原案可決		
	第20号	原案可決	20号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案	原案可決		
第七次香川県保健医療計画の変更について 建設事業に対する市町の負担金について	第21号	原案可決	21号	公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決		
	第22号	原案可決	22号	知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決		
工事請負契約の締結について(笠高校校舎棟第1期改築工事) 訴訟の提起について	第23号	原案可決	23号	令和2年度香川県一般会計の決算の認定について	認可		
	第24号	原案可決	24号	令和2年度香川県特別会計の決算の認定について	認可		
専決処分事項の承認について(令和3年度香川県一般会計補正予算) 専決処分事項の承認について(令和3年度香川県一般会計補正予算)	第25号	原案可決	25号	令和2年度香川県立病院事業会計の決算の認定について	定可		
	第26号	原案可決	26号	令和2年度香川県流域下水道事業会計の決算の認定について	定可		
令和3年度香川県一般会計補正予算議案 令和2年度香川県一般会計の決算の認定について	第27号	原案可決	27号	香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例議案	定可		
	第28号	原案可決	28号	北朝鮮による日本人拉致問題に関する啓発を推進する決議(案)	否		
令和2年度香川県特別会計の決算の認定について 令和2年度香川県立病院事業会計の決算の認定について	第29号	原案可決	29号	国会議員に支給される文書通信交通滞在費の見直しを求める意見書(案)	決		
	第30号	原案可決	30号	成年年齢引き下げ及びデジタル化による消費者被害対策を求める意見書(案)	原案可決		
令和2年度香川県流域下水道事業会計の決算の認定について 香川県人事委員会委員の選任同意について	第31号	原案可決	31号	自殺防止対策の強化を求める意見書(案)	原案可決		
	第32号	原案可決	32号	新型コロナウイルスワクチン接種の着実な実施等を求める意見書(案)	原案可決		
発議案第1号 発議案第2号 発議案第3号 発議案第4号 発議案第5号 発議案第6号 発議案第7号 発議案第8号 発議案第9号 発議案第10号	選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書(案)	原案可決	33号	新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施等を求める意見書(案)	原案可決		
	私学助成制度の堅持及び充実・強化を求める意見書(案)	原案可決	34号	出産育児一時金の増額を求める意見書(案)	原案可決		
新型コロナウイルスワクチン接種の着実な実施等を求める意見書(案)	原案可決	35号	ICT支援員の配置を求める意見書(案)	原案可決			
子宮頸がんワクチン接種に関する意見書(案)	原案可決	36号		原案可決			
強い権限を持つ「こども庁」設置を求める意見書(案)	原案可決	37号		原案可決			
子どもと子育て世帯への経済的支援を求める意見書(案)	原案可決	38号		原案可決			
即効性的ある経済対策を求める意見書(案)	原案可決	39号		原案可決			
離島航路対策等の強化を求める意見書(案)	原案可決	40号		原案可決			
食料自給率の向上を求める意見書(案)	原案可決	41号		原案可決			

